

下記のいずれかに該当する中小企業等は対象外となります

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業等以外の者であって、事業を営むものをいい、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業等
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等